

岩手県告示第889号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成28年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
 - (1) 名称 一般財団法人日本建築総合試験所
 - (2) 住所 大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 業務区域 岩手県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務 構造計算適合性判定の全部の業務
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日 平成28年11月25日